

## 議会運営委員会

平成30年5月29日（火）

午前9時59分開 会

○村田委員長　　ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、平成30年の第2回定例会、これに対する提出議案等について御協議をいただくことになっておりますけれども、提出議案の説明をいただく前に、今定例会においては常任委員会を一つにするための委員会条例の一部改正を初め、役員改選、議会構成等が行われることとなります。

この役員改選を進めていく上で、本来は全員協議会において議員の皆様方に最終的な申し合わせ事項の確認をしておく必要がありますが、先般からの議会運営委員会での協議の中で、この申し合わせ事項の改正内容については皆様にほぼ御理解をいただいておりますものと認識しておりますけれども、議長の御了承のもと、この場で確認をさせていただいた上で、この改正内容に沿った説明とさせていただきますので、よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、事務局に最終的な改正案の説明をいたさせます。

○岩本議会事務局長　　それでは、申し合わせ事項の改正案について説明させていただきます。

この改正案につきましては、先般5月18日の議会運営委員会で御協議された内容を踏まえて作成させていただいたものでございます。

まず、4段目の常任委員会の正副委員長につきましては、任期は1年とする、ただし、再選は妨げないとしております。

次に、議会運営委員7人につきましては、行政常任委員長は充て職で、他の6人は協議の上、決定する。

次に、紀北広域連合議会議員6人については、充て職で議長と行政常任委員長、他の4人は選挙する。その下に、新しく紀北広域連合の監査委員1人については、行政常任委員長ということで追記をさせていただいております。

次に、三重紀北消防組合議会議員4人については、充て職で議長と行政常任委員長、他の2人は選挙する。

改正内容については以上のおりでございます。

○村田委員長　　以上、ただいま説明のあったとおりでございますが、御了解をい

ただけますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ありがとうございます。

それでは、本題に入ってまいりたいと思います。

まず、平成30年の第2回尾鷲市議会の定例会提出議案について、執行部より説明を求めたいと思います。

まず、市長から御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長　　おはようございます。

本日は、平成30年第2回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案15件、報告が5件であります。議案15件の内訳といたしましては、議案第34号、尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第48号、尾鷲市農業委員会委員の任命についてまでであります。

報告といたしましては、報告第2号から報告第4号までの専決処分事項の承認についてが3件、報告第5号の平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてと報告第6号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等についての計5件であります。

これら提出議案等の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○下村総務課長　　それでは、平成30年第2回尾鷲市議会定例会の提出議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第34号から議案第48号までの議案15件、報告が2号から6号までの5件となります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1ページの議案第34号、尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてにつきましては、安心して暮らせる都市基盤の整備を行うため、年次計画に基づいた財源の確保及び都市計画税の明確化、適正執行を図ることを目的として基金を設けるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

次に、議案第35号、尾鷲市市税条例等の一部改正について及び16ページの議案第36号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものでありますが、法律の改正により平成30年4月1日に施行が必要となった条例改正につきましては、3月31日に専決処分にて条例を公布しましたので、今回の改正は、それ以降分の改正となります。

続きまして、18ページをごらん願います。

議案第37号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について御説明いたします。

予算概要につきましては、一般会計補正予算（第2号）主要事項説明に取りまとめていますので、その説明書をもって御説明いたします。

説明書の1ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ2億8,062万5,000円を追加し、予算総額を94億2,886万5,000円とするものであります。

まず、歳入から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

13款国庫支出金118万8,000円の増額は、生活保護システム改修に対する生活保護適正実施推進事業国庫補助金であります。

次に、14款県支出金150万円の増額は、新規就農者総合支援事業県補助金の追加であります。

17款繰入金2億7,133万7,000円の増額は、都市計画事業基金積立金に2億6,535万7,000円、今回の補正財源として598万円を財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入660万円の増額は、一般コミュニティ助成事業助成金460万円と、移住・定住・交流推進支援事業助成金200万円の追加であります。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次の4ページで御説明いたします。

議会費につきましては、今定例会初日に発議において、尾鷲市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止の提出が予定されており、これにより政務活動費の支給が

廃止となることから、予算額195万円全額を減額するものであります。

次に、総務費では、財産管理費2億6,535万7,000円の増額は、年次計画に基づいた都市基盤整備に係る財源を確保し、都市計画税の明確化及び適正執行を目的として、平成28年度までの累積余剰分を都市計画事業基金に積み立てるものであります。

次に、企画費ですが、NPO法人おわせ暮らしサポートセンターが行う参加型DIYイベントとして、移住体験住宅の整備事業に対する移住・定住・交流推進支援事業補助金200万円の追加、コミュニティセンター費では、賀田地区・三木里地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金が460万円、三木浦地区における集落支援員事業として161万6,000円の追加となります。

民生費では、生活保護法の改正に伴う生活保護システム改修委託料として237万6,000円を追加するものであります。

次に、農林水産業費では、新規就農者に対する就農意欲の喚起及び定着を図ることを目的として、農業次世代人材投資事業補助金150万円の追加、海洋深層水事業費では、アクアステーションの海洋深層水取水ストレーナー取りかえ工事請負費429万7,000円の追加となります。

議案書に戻っていただきまして、19ページをごらん願います。

議案第38号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてにつきましては、農業委員会委員の任命に当たっては、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者に準ずる者とする必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものであります。ここで言う認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のことを指すものであります。

続きまして、次のページ、議案第39号、尾鷲市道路線の認定についてにつきましては、法人からの土地の寄附に伴い、市内光ヶ丘地内の市道路線2路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

23ページの議案第40号、尾鷲市道路線の廃止についてにつきましては、公共施設等の移転や現況調査等により、市道としての機能を有していない倉ノ谷地内及び曾根町地内の2路線の市道認定を道路法第10条第1項の規定により廃止するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、26ページの議案第41号から40ページの議案第48号までの尾鷲市農業委員会委員の任命についての8議案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律に伴い、農業委員会の委員の選出方法が公選制から議会の同意を要する市長による任命制に改められてから最初の任命同意議案であります。

大川治夫氏以下、8名の委員を尾鷲市農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、42ページをごらん願います。

報告第2号、専決処分事項の承認についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、条ずれ、項ずれなどの改正のほか、法人市民税の控除、納付期限を、固定資産税の償却資産ではわがまち特例の新設や期間延長についてであります。

次に、50ページの報告第3号、専決処分事項の承認について（都市計画税条例の一部改正）についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、市税条例同様、条ずれ、項ずれなどの改正のほか、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減税規定の申告などが主な改正であります。本市においては、改修実演芸術公演施設は該当施設がないというふうに聞いております。

次に、54ページの報告第4号、専決処分事項の承認については、国民健康保険税条例の一部改正で、これにつきましては、国民健康保険の財政責任主体が都道府県となることに伴う課税額の定義の変更、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の変更などが主な改正であります。

次に、58ページの報告第5号、平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、59ページの繰越計算書にありますように、水産基盤ストックマネジメント事業を初め2事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、事業費を翌年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、60ページになりますが、報告第6号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等については、文化振興会の理事会の承認を得ました平成30年度事業計画及び収支予算を、地方自治法第243条の3第2項規定により、別冊のとおり報告させていただくものであります。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長　　ただいま今定例会に提出予定であります議案15議案、報告5件

について説明がございました。この説明につきまして御質疑、御意見がございましたら御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

○三鬼（和）委員 議案第40号について、参考のために教えてほしいんです。

これは廃止ということになっておるんですが、今後、これは市の普通財産になるということですか。

○下村総務課長 1路線、倉ノ谷の用地につきましては、県の所有地ということで、処分については県のほうが判断するものと聞いております。

曾根の谷地1号線につきましては、赤道というふうに聞いております。

以上です。

○三鬼（和）委員 市道でありながら所有が県ということですか。ということは、市道申請したときに、市の所有にするのを怠っておったということですか。

○下村総務課長 市道につきましては全て市の用地ではなく、個人の持ち物もあると聞いております。その道が公衆用道路として認定され、市道認定された場合も、市内に幾つかあると聞いております。

○三鬼（和）委員 審査じゃないので。あれなんですか、よく市道にはしないけど、公有道として税金負担をしないでもいいようにしてあるところはあるとは伺っておるんですけど、市道はまだ個人であったりとか、そういうふうになっておるのがあるということで、それはこういった事例をつくってしまうと、そういったところ、名義を変えていないところから済ませてほしいとか云々になるというのと、全部そういったような扱い、今後、こういった、大丈夫なんですか。

多分市の所有にしていけないということは、これは明らかに、かなり全国的にもあるんだと思うんですけど、行政が手続を怠ったということには変わらないと思うんですけど、今回こういうのでほかからも出てきたときに、全て事案になってしまうという心配があるんですけど、その辺は大丈夫ですか。

○下村総務課長 尾鷲市道路の認定基準におきましては、市に寄附採納される道路、いわゆる土地を寄附していただくというのが大前提になると思うんですが、昭和30年代当時、40年代であった場合、残地を公衆用道路として利用して市民が活用するということになれば道路等の補修等も必要となってくることから、市道認定にしておるというふうに聞いております。

○村田委員長 この問題につきましては、新しい常任委員会のほうで審議をされると思いますので、我々議会運営委員会といたしましては、上程する議案について説明を受けた上で、これが今回上程できるものなのかどうなのかという判断でござ

いますので、この後の議論は委員会でしていただければと思います。

他にございませんか。

○奥田委員　　ちょっと確認なんですけど、議案37号の平成30年度一般会計補正予算（第2号）なんですけど、最近、とんとん拍子で、ごみ焼却施設の計画がどんどん知らない間に進んでいるような感じがするんですけど、その辺の予算というのは上がってくるのかなと思っていたんですけども、実際上がっていないんですが、これは予算計上しなくても、そういう準備は進んでいるということなんですか。

○加藤市長　　準備が済んで、今の状況はまた後の全協でも御報告しようと思っておりますけれども、まず、我々ではごみ施設利用の候補予定地として中部電力に今後協議の申し入れをしたというのが、これが5月11日に申し入れをして、その返事が17日に、それじゃ、協議の場に立ちましようという段階でございますので、予算計上云々についてはまだでございます。

○奥田委員　　僕らも、議会の審議もまともにしていない中で、資料もくれないんですよね。11日に申し入れを火力構内でしたと。17日に承諾書をもっている。それで、挙句の果てには25日がもう、それ以外の中電の跡地の利用の協定書まで交わしましたよって、僕らは全然聞いていない中で、5月へ入ってとんとん拍子に進んでいく。

市民の方々もいろんなことを、情報が入ってこないもんで誤解している人がいっぱいいるんですよね。中電がごみ焼却場をつくってくれるんでしょうということやねと、それでバイオマスもやってくれるんでしょうとか、それに文句を言う必要はないよねとかと言う人もおるし、あんなところはあかんという人はいっぱいおるわけで、いろんな情報が錯綜しておるわけなんですけど、それでも11日、17日の資料をくれと言ってもくれない、議会にも出さない。

だから、そういう意味でいろんなものが進んでいると。会議所関係の人から聞くともう決まっているんだという話がありますし、そうやったら債務負担行為とか、何か上がってきてしかりじゃないかなという気がするんですけど、そういうのもまだ後ですか。6月議会では上程しないという、議案としてはないという理解でよろしいですか。

○南議長　　市長の答弁の前に、11日に5市町の代表ということで市長が申し入れして、17日の日に中部電力から承りましたという文書の回答をいただいたということは十分聞いておりますし、あとの全員協議会のほうで市長のほうから少し詳しく報告を打てる予定でおりますので、きょうは議会運営委員会ということなので、

控えていただければと思います。全協の場で若干時間をとりたいと思いますので、一応報告なんですけど、一応の時間をとりたいと思います。

○加藤市長　　今現状は、要するに中部電力の敷地内に広域ごみ処理施設の候補予定地として申し入れますという、まずスタートラインに立つという、立ったかどうかというのは向こうから返事が、要するにそれじゃ協議しましょうという答えが、11日に出して17日に返ってきたと。これから協議を始めるわけなんですね。だから、詳細につきましてはこれからの話なんですから、債務負担行為云々の話では私はないと思っております。

○奥田委員　　そういう債務負担の認識はないということですね。わかりました。

後で、全協でこの辺のことを、僕は全協を早くやってくれと言っているわけなんですけれども、5月10日の日も申し入れしますと、近いうちにしますと言いながら、次の日にしていたじゃないですか。これ、マスコミも知らなかったんじゃないですか。一般紙なんかを見ると今月中にするんじゃないかというような記事が出ていましたけれども、次の日にやっている、資料も出さない。こういうマスコミもまやかす、煙に巻くような、議会なんか僕らも全然情報がないし。

いいですよ、また全協でやらせてもらいますけれども、僕は当然一般質問でもやらせてもらいますので、次の全協でちょっと言わせてもらいますわ。全協で報告してくれって僕は何回も申し上げているので、全協で報告してくれないから、全然。それでとんとん拍子で進んでいくと。

○村田委員長　　全協でこの後にやるようになっていきますので、その辺のところを御理解いただきたいと思います。

○奥田委員　　ぜひお願いしますよ。きちっと説明してください、市長、次に。

○村田委員長　　よろしいですか。

他に御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいま執行部のほうから説明がありました提出議案15議案、報告5件については、今定例会に上程をするということで決しましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、発議について、事務局より説明を求めたいと思います。

○岩本議会事務局長　　それでは、事項書2番目の発議について説明させていただきます。

まず、発議第3号、尾鷲市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止について

(案)でございます。

これにつきましては、本市議会における政務活動費を本年度から廃止することに伴いまして、同条例を廃止するものであります。また、同条例の附則におきまして、関連する尾鷲市議会基本条例第22条を削除する一部改正を行うものであります。

なお、議決を要するものではございませんが、この政務活動費の交付に関する条例の施行規則につきましても同時に廃止の手続きをとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、発議第4号、尾鷲市議会委員会条例の一部改正について(案)につきましては、現状の総務産業、生活文教、予算決算の三つの常任委員会を、行政常任委員会として一本化することに伴う一部改正でございます。

この発議2件の取り扱いでございますが、いずれも今定例会初日に議長発議として上程し、議決をいただく予定としておりますが、この取り扱いでよろしいかどうか御協議をお願いしたいと思います。

発議については以上でございます。

○村田委員長 発議2件について、事務局からの説明のとおりでございますけれども、この説明について御質疑、御意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 異議なしということでございますので、ただいまの事務局の説明どおりで進めていきたいと思っております。

次に、会期及び議事日程案について説明を求めますが、この際、発言通告の提出期限についてもあわせて説明を願いたいと思っております。

○岩本議会事務局長 それでは、次に、事項書3番目の会期及び議事日程案につきまして御説明させていただきます。

会期は6月4日月曜日から6月21日木曜日までの18日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

6月4日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは先ほど説明させていただきました発議第3号、尾鷲市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止について及び発議第4号、尾鷲市議会委員会条例の一部改正についての発議2件についてでございます。

ここで、先ほどの委員会条例の一部改正につきましては、役員改選の前に告示を行う必要がございますので、本会議を暫時休憩していただきます。暫時休憩の後、本会議を再開していただきまして、次に、発議上程、採決、これは常任委員会委員

及び議会運営委員会委員の選任についてでございます。

なお、この常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例の一部改正が議決されてからとなりますので、日程追加で発議のほうを上程させていただく予定としております。また、正副議長の選挙を含めた議会構成につきましても日程に追加して行っていただく予定でございます。選挙等の進行予定につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

翌5日火曜日、本会議、審議の内容は議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部より説明がありました議案第34号、尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第37号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について及び一つ飛ばしまして、議案第39号、尾鷲市道路線の認定についてと議案第40号、尾鷲市道路線の廃止についての議案6件についてでございます。

次に、発議上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは議案第38号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての議案1件についてでございます。今回、農業委員会委員の任命についての議案が出ておりますが、この任命の議案の前に議決をしていただく必要がございますので、提案説明の後、質疑、委員会付託をしていただき、暫時休憩中に新しく設置される予定の行政常任委員会を開催して御審議をいただき、その後、本会議において委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決という流れでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは先ほどの関連で、議案第41号から議案第48号までの尾鷲市農業委員会委員の任命についての人事案件8件についてでございます。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは、報告第2号、専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）から報告第4号専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）までの報告3件についてでございます。

次に、報告、質疑、これは報告第5号、平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第6号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等についての報告2件についてでございます。

次に、6日水曜日から8日金曜日までは議案調査のため休会、9日、10日は土日で休会となります。11日月曜日に本会議を再開していただきまして、5日に上程、提案され、審議留保となっております議案に対する質疑の後、委員会付託を行

い、一般質問に入っていただきます。14日木曜日から19日火曜日までは土日を挟みまして、これも予定としておりますが、行政常任委員会を開催していただき、議案及び所管事項の審査を行っていただきます。20日水曜日は予備日とし、翌21日木曜日に本会議を再開、常任委員会に付託されました議案の審査経過等についての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議事日程には記載しておりませんが、去る4月19日に静岡市で開催されました東海市議会議長会定期総会、並びにあす5月30日に東京都で開催されます全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続表彰として、南現議長が勤続35年以上の特別表彰を受けられることとなります。つきましては、その表彰の伝達式を本会議2日目となります6月5日火曜日の冒頭に行う予定とさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続けて、事項書4番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによりまして6月7日木曜日の午前11時とさせていただいております。

次に、事項書5番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第38号及び議案第41号から48号、報告第2号から6号につきましては6月1日金曜日の午前11時、その他の議案については6月7日木曜日の午前11時とさせていただいております。

次に、事項書6番目の討論発言通告書提出期限につきましては、議案第38号及び議案第41号から48号、報告第2号から4号については6月1日金曜日の午前11時、その他の議案については6月20日水曜日の午前11時とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、ただいま議案付託表（案）を通知させていただきましたが、6月5日の分と11日の分、二つございますので、御確認いただきますようよろしく願いいたします。

会期及び議事日程案については以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程案の説明及び発言通告書の提出期限についての説明がございました。これについて御質疑、御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、ただいまの説明のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、議会構成について、事務局より説明をさせます。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書7番目、議会構成にかかわる発議について説明させていただきます。

発議第5号、議会運営委員の選任について（案）と発議第6号、行政常任委員の選任について（案）の発議2件でございますけれども、このうち今回新たに設置される予定の行政常任委員会につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、日程追加での取り扱いとさせていただきます。

まず、議長を含めた13人を選任していただきまして、後刻、議場におきまして、議長については常任委員を辞任するという取り扱いとなりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　議会構成についての2件の案の説明がございました。これにつきまして、御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、ただいまの説明のとおり進めさせていただきます。

次に、決議について、事務局より説明を求めます。

○岩本議会事務局長　それでは、発議第7号、行政常任委員会事務調査に関する決議（案）について説明させていただきます。

本決議につきましては、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、行政全般に関する事項を調査項目として、閉会中についても調査を行うことができるよう定めるものでございます。

本決議につきましても定例会初日に日程に追加して議決をいただく予定としておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　行政常任委員会の事務調査に関する決議の案の説明がございました。別段御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、ただいまの説明のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

次に、議事及び選挙進行予定（案）について説明を求めます。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書9番目の議会構成に伴います議事及び選挙進行予定案について説明させていただきます。

今定例会初日の6月4日でございますが、まず5番目の発議第3号と6番目の発議第4号を議決いただいた後、休憩を挟みまして、7番目の議長選挙、8番目の副議長選挙を行っていただきます。ここで暫時休憩していただきまして全員協議会を開催し、9番目の議選監査委員の選出、10番目の常任委員会委員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開していただきまして、全員協議会で選出いただきました議選監査委員の選任について、追加議案として執行部より提案をしていただき、選任同意の採決をとっていただきます。

次に、12番目の常任委員会委員の選任につきましては、議長発議により選任を行っていただきます。なお、委員会条例の規定に基づきまして、ここで議長につきましては常任委員を辞するということになります。

その後、暫時休憩し、常任委員会を開いて、13番、正副委員長を互選していただきまして、続けて2回目の全員協議会を開催し、14番目の常任委員会の正副委員長の互選結果の発表及び15番目の議会運営委員7名を選出していただきます。

次に、本会議を再開していただき、議長のほうから常任委員会の正副委員長の互選結果の報告、そして、17番目の議会運営委員7名の選任を行っていただきます。その後、本会議を暫時休憩し、議会運営委員会を開催していただいて、正副委員長の互選、続けて全員協議会におきまして、19番目の議会運営委員会の正副委員長の互選結果の発表をしていただき、次に、20番目の紀北広域連合議会の議員6名のうち、申し合わせによる議長及び行政常任委員長を除いた残り4名の組合議会議員の選出、また、21番目の三重紀北消防組合議会の議員4名のうち、申し合わせによる議長、行政常任委員長を除いた残り2名の組合議会議員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開していただきまして、22番目の議会運営委員会の正副委員長を議長のほうから報告していただき、次に、23番、24番の各組合議会の議員を議長の指名推選の方法でそれぞれ選挙をしていただきます。

最後に、25番で、行政常任委員会事務調査に関する決議を議決いただくということになります。

以上が議事及び選挙進行予定案でございます。

○村田委員長 議事及び選挙進行予定についての説明がありました。御意見ございませんか。

○南議長 1点だけ補足説明として、局長のほうから説明があったと思うんです

けれども、本会議が始まって委員会発議条例を改正して告知する時間をいただきたいということ、各出張所で張らなければいけないということで、45分ほど暫時休憩をする予定でありますので、御理解賜ります。

○村田委員長　　ということでございますので、よろしくお願いたしたいと思いますが、局長、そうなりますと、これ、告示で40分休憩したら、昼食の休憩に入っていくんですか、日程的にどうなんでしょう、その辺の時間的なものはどうかな。

○岩本議会事務局長　　先ほど議長が申されましたように、45分間の休憩をとりますと、最初の本会議があつて、暫時休憩後の全員協議会が終わったくらいの時間で恐らく昼食休憩に入る予定と考えられます。

○村田委員長　　ということでございますので、あとは臨機応変に議長に進行していただければいいかなと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、その他の項で、各種協議会等への議会の参画について、また、議会報告会における市民からの要望、意見等に対する回答について、それからクールビズについて、事務局から説明を求めます。

○岩本議会事務局長　　まず、各種協議会等への議会の参画につきましては、先般から議会運営委員会の中で御議論をいただいておりますけれども、この後の全員協議会におきまして皆様方に御協議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、議会報告会における市民からの要望、意見等に関する回答につきまして、4月に実施していただきました議会報告会の中で市民の皆様からいただいた要望、意見に対する回答がまとまりましたので、今送付しておりますけれども、御確認をいただければと思います。

この回答につきましては、いつもと同様でございますが、市のホームページに掲載をさせていただくほか、個別には報告会を開催した地区の区長さん等に送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

最後に、クールビズにつきましては、既に5月から始まっておりまして、期間としては10月末まで実施されることになっております。議会におけるクールビズにつきましては、例年どおり、本会議場についてはノーネクタイで上着着用、ただし、上着のほうは適宜脱いでいただいてもよいということで、また、委員会につきましては、上着、ネクタイともなしということでよろしいかどうか、御確認いただきたいと思います。

以上です。

○村田委員長　ただいま局長のほうから、委員会等についてのクールビズなんです  
すが、上着を着用しなくてもいいのかどうか、確かめてくれということでありませ  
けれども、議長、その辺はどうでしょう。

○南議長　従来の形で、基本的には上着着用なんですけれども、委員会の場合は  
自由でよろしいんじゃないでしょうか。本会議は当然上着は着用ということで。

○村田委員長　ということですが、皆さん、それでよろしゅうございま  
すか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ということで、お願いをいたしたいと思います。

それから、最後に、報告でございますけれども、今定例会初日なんです  
が、役員選挙なわけでありましてけれども、その際の執行部の出席者、市長、副市長、教育長、  
総務課長、政策調整課長の5名の出席ということで御了解をいただきたいと思いま  
す。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　この際、他に御意見ございませんか。

（「協議会はええの」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　協議会は全協でやります。

議会運営委員会を閉じます。

（午前10時43分　閉会）